登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三六、五七三号の一	平成二十五年十二月十七日	シムシミ	平成二十四年十月十六日	美術の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十四年十月十六日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
崔正會　大韓民国ソウル市ソンパグチャムシル三トンレークパレスアパート一〇一棟一四〇二号

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三六、五九八号の一	平成二十五年十二月二十六日	８８２３９健康大学	平成二十五年二月十四日	言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十五年二月十四日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
笠野史　大阪府吹田市豊津町一―一一西浦ビル三〇二

登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三六、六七一号の一	平成二十六年三月二十六日	インド哲学は我々をどこへ連れてゆくのか	平成二十五年十一月二十五日	言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十五年十一月二十五日に桃山明の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
桃井宏明　大阪府大阪市浪速区桜川一―五―三六―一〇五

○農林水産省告示第千二十一号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

第八十八号中「神湊四百八十七番地二」を「鐘崎七百七十八番地五」に改める。
第百三十一号中「芦屋町西浜町三千八百三十九番地の二」を「岡垣町大字波津千六百七十五番地」に改める。
第百六十二号中「ラポートＪＡいわて南」を「ＪＡラポート」に改め、「山目字三反田百九番地」を「鳴神十番地」に改める。
第四百五十号の次に次の十八号を加える。

四百五十一	いわて平泉農業協同組合	岩手県一関市竹山町七番一号	平成二十六年三月
四百五十二	沖永良部土地改良区	鹿児島県大島郡和泊町出花千百九十二番地四	平成二十六年三月
四百五十三	鳴瀬川沿岸土地改良区	宮城県大崎市古川中沢字中沢屋敷二百六十四番地	平成二十六年四月
四百五十四	あぶくま川水系角田地区土地改良区	宮城県角田市角田字中島下四百五十八番地	平成二十六年四月
四百五十五	山形市東部土地改良区	山形県山形市風間千百八十一番地の一	平成二十六年四月
四百五十六	千葉県みるく農業協同組合	千葉県南房総市上滝田千四百六十一番地	平成二十六年四月
四百五十七	設楽森林組合	愛知県北設楽郡設楽町小松字横吹三十二番地	平成二十六年四月
四百五十八	愛知県農業共済組合	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番十一号	平成二十六年四月
四百五十九	紀州農業協同組合	和歌山県御坊市湯川町財部六百六十八番地の一	平成二十六年四月
四百六十	鳥取県農業共済組合	鳥取県鳥取市吉方温泉三丁目八百十一番地	平成二十六年四月
四百六十一	広島県農業共済組合	広島県広島市東区光町一丁目二番二十三号	平成二十六年四月
四百六十二	浦島漁業協同組合	広島県尾道市浦崎町乙四千百七十五番地	平成二十六年四月
四百六十三	山口県農業共済組合	山口県山口市小郡下郷二千二百七十六番地六	平成二十六年四月
四百六十四	徳島県農業共済組合	徳島県徳島市山城西二丁目七十四番地	平成二十六年四月
四百六十五	高知県農業共済組合	高知県高知市升形十番五号	平成二十六年四月
四百六十六	福岡県八女森林組合	福岡県八女市山内千六十番地の三	平成二十六年四月
四百六十七	芦北町漁業協同組合	熊本県葦北郡芦北町大字計石二千九百六十三番地五	平成二十六年四月
四百六十八	大分県農業共済組合	大分県大分市大道町三丁目一番一号	平成二十六年四月

○農林水産省告示第千二十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の八第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の八第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号
平成十九年二月二十三日　第十五号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
グローバル　オーガニック　アライアンス社
アメリカ合衆国　オハイオ州　ベラフォンテン市　タウンシップ通り　百七十九号　三千百八十五番地
三　登録外国認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　廃止年月日
平成二十七年二月二十二日

○国土交通省告示第七百四十七号

自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第六条の六の規定により、同規則第六条の三第三項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第六条の十七第二号の規定により公示する。

平成二十六年七月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録番号
自動車整備士登録試験実施機関第一号
二　変更後の登録試験実施機関の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会
会長　橋本　一豊
三　変更の日
平成二十六年六月二十七日

○国土交通省告示第七百四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年七月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏